

事務総局会議（第1回）議事録

日時	令和3年1月12日（火）午後2時00分～午後2時06分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、中島行政局第一課長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、松川経理局主計課長
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和2年度裁判所所管補正予算（第3号）について 氏本経理局長説明（資料第1） 2 令和3年度裁判所所管予算について 氏本経理局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 大須賀 寛 之	

事務総局会議資料 第1
(1月12日開催)

資料1

令和2年度裁判所所管補正予算（第3号）（案）について

（単位：千円）

区分	金額	備考
当初予算額	326,624,181	
1次補正後予算額	326,624,181	
2次補正後予算額	327,883,247	
補正要求額	△1,588,438	
修正追加額	2,118,249	<p>裁判所施設費 (裁判所施設における安全・安心の確保) 1,631,696</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所施設の耐震化 新島簡裁 ほか6庁 ・非常用設備の改修 9庁 <p>物 件 費 (裁判手続のIT化等) 486,553</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟手続のIT化 ・裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等
修正減少額	△3,706,687	<p>不用による既定経費の減少</p> <p>人 件 費 △3,369,452</p> <p>物 件 費 △337,235</p>
3次補正後予算額	326,294,809	

令和 2 年度補正予算（第 3 号）（案）施設主要案件

裁判所施設における安全・安心の確保

1 裁判所施設の耐震化

(1) 改修による耐震化 2 庁

簡 裁 (東京) 新 島
(青森) 野辺地

(2) 昇降機設備の耐震化 5 庁

本 庁 宇都宮地裁
東京家簡裁
地家裁支部 (横浜) 川崎
(福島) 郡山
(福島) いわき

2 非常用設備の改修

9 庁

令和2年度補正予算（第3号）（案）物件費の案件

裁判手続のIT化等 4億8700万円

1 民事訴訟手続のIT化 2億2400万円

システム開発のための要件定義及び調達支援業務

裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築費用

2 裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等 2億6300万円

J・NET基盤更改等の工程監理支援業務等

セキュリティ強化のための改修等

※百万円未満四捨五入

令和3年度予算案について

資料1

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円) 補正予算 (第3号)計上額
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	2,119

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 2,650 (前年比 △343)
 - ◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など
- 民事裁判手続のIT化等 229 (前年比 △91)
 - ◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など
- 刑事事件関係経費 4,396 (前年比 △140)
 - ◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,173 (前年比 △40)
 - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,871 (前年比 +823)
 - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 14,624 (前年比 △2,400)

3. その他の機構維持等に必要な経費

- 職員人件費 265,459 (前年比 +902)
- 司法修習生関係経費 5,035 (前年比 +103)
- その他の機構維持等経費 10,931 (前年比 △70)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

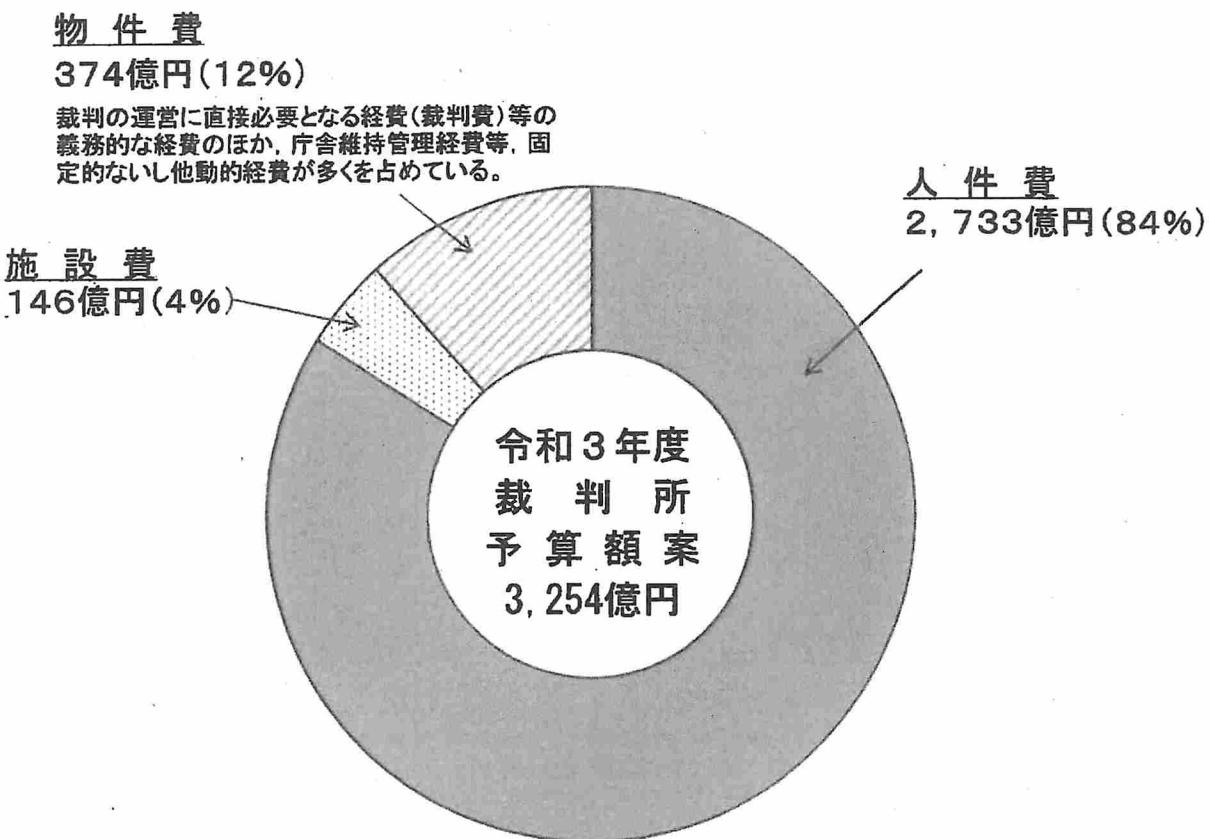
4. 人的機構の充実

- 増員 41人
 - 書記官 2人
 - 事務官 39人

※速記官から事務官への振替2人を含む
- 定員合理化 56人

一般経費の内訳

資料2



(単位：億円)

	3年度 予算額案	2年度 予算額	増▲減額
人 件 費	2,733	2,724	9
物 件 費	374	372	3
施 設 費	146	170	▲ 24
合 計	3,254	3,266	▲ 13

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

令和3年度予算（案）施設主要案件

1 厅舎新営・増築

(新営・継続分)	8 庁		
本 庁	(東京) 中目黒分室(仮称)	(3)	
	津 地 家 裁	(7)	
	鳥 取 地 家 裁	(9)	
	佐 賀 地 家 裁	(8)	
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)	
地家裁支部	(富山) 高 岡	(7)	
	(広島) 福 山	(4)	
	(松江) 浜 田	(3)	
(増築・継続分)	1 庁		
本 庁	熊 本 家 裁	(3)	
(新営・新規分)	2 庁		
本 庁	富 山 地 家 裁	(11)	
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)	

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分)	3 庁		
地家裁支部	(神戸) 柏 原	(3)	
	(大津) 彦 根	(4)	
	(津) 伊 賀	(4)	
(改修・継続分)	1 庁		
本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)	
(建替え・新規分)	1 庁		
地家裁支部	(盛岡) 二 戸	(7)	

※ ()内の数字は完成年度を示す。

資料4

令和3年度予算案の主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 予算額案	令和2年度 当初予算額
<事件関係経費>		
家事調停委員手当	4,999,420	(4,955,812)
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	(1,656,625)
民事調停委員手当	1,140,114	(1,193,438)
裁判員等の日当・旅費	643,492	(660,196)
法廷通訳関連経費	410,203	(424,011)
労働審判制度関連経費	274,950	(253,153)
<民事裁判手続のIT化関連経費>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	228,796	(224,048)
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	-	(-)
書面の電子提出	-	(-)
全体計画策定のためのコンサルティング	-	(95,700)
<情報システム関連経費>		
J-NET運用等経費	2,577,476	(1,844,668)
裁判員候補者名簿管理システム	447,770	(276,900)
保管金事務処理システム	333,392	(392,660)
裁判事務支援システム(NAVIUS)	203,544	(329,382)
督促手続オンラインシステム	102,470	(236,075)
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	102,440	(84,392)
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	85,758	(301,704)
<司法修習関連経費>		
修習給付金関連経費	3,288,794	(3,315,846)
修習資金貸与金関連経費	1,100,520	(1,017,864)
<その他>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	(6,219,437)
光熱水料	3,094,886	(3,234,674)
赴任旅費	795,246	(542,233)

事務総局会議（第2回）議事録

日時	令和3年1月19日（火）午前10時00分～午前10時38分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 公益通報通達に関する事務の取扱いに係る事項の最高裁判所長官への委任について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 調停委員協議会の開催について 手嶋家庭局長及び門田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
記名	秘書課長 大須賀 寛之

(令和3. 1. 19 総務局)

公益通報通達に関する事務の取扱いに係る事項の最高裁判所長
官への委任について

(配布資料目録)

1 裁判官会議決議事項案

裁判官会議議決事項案

公益通報に関する事務の取扱いに係る事項については、最高裁判所長官に委任する。

事務総局会議資料 第2
(1月19日開催)

(令和3. 1. 19家二印)

調停委員協議会の開催について

1 主催 最高裁判所

2 期日 令和3年5月27日(木)

3 場所 最高裁判所

ただし、新型コロナウイルス感染症に関する状況等に鑑み、必要な感染防止策を講じる観点から、テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各地とを相互に接続する方法を用いる。

4 協議事項 (1) 民事

複雑化、多様化する調停事件に対応したより良い調停運営を実現するために必要な調停委員の技能の更なる向上を図るための具体的方策

(2) 家事

調停の本質・利点や利用者のニーズに根差した新たな調停運営の在り方及びその実現のために調停委員が果たすべき役割－合理的かつ充実した調停運営を目指して－

5 協議員 各高等裁判所本庁の所在地、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の地方裁判所又は同地方裁判所管内の簡易裁判所の民事調停委員並びに各高等裁判所本庁の所在地、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の家庭裁判所の家事調停委員1人ずつ（民事調停委員及び家事調停委員の併任者であれば1人）

合計 最大 26人

6 参列員 協議事項(1)については、地方裁判所判事又は簡易裁判所判事及び裁判所書記官 3人

協議事項(2)については、家庭裁判所判事、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官 3人

合計 6人

事務総局会議（第3回）議事録

日時	令和3年1月26日（火）午前10時00分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、栃木司法研修所長、遠藤裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 令和3年度の裁判官研修について 栃木司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項の再変更について 遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 令和3年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について 遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第3）</p> <p>4 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第4）</p> <p>5 新裁判官の配置について 村田総務局長説明（資料第5）</p> <p>6 労働審判員研修会の開催について 門田行政局長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 5</p> <p>◎ 了承 4, 6</p>
	秘書課長 大須賀 寛之

令和2年度研究会一覧表

(令和3.1)

番号	応募型	研究会名	当初の実施時期	当初日数	実施時期	日数
1		弁護士任官者研究会	4月7日	1	4月7日	1
2		刑事専門研究会1(裁判員)	4月13日 ~ 4月14日	2	中止	
3	◆	簡易裁判所判事民事実務研究会	5月11日 ~ 5月12日	2	中止	
4	◆	簡易裁判所判事刑事実務研究会	5月12日 ~ 5月13日	2	中止	
5		支部長研究会	5月18日 ~ 5月19日	2	10月12日 ~ 10月13日	2
6	◆	民事専門研究会(DV)	5月29日	1	中止	
7		判事補基礎研究会	6月1日 ~ 6月3日	3	10月22日 ~ 10月23日	2
8	◆	民事通常基本研究会1	6月10日 ~ 6月12日	3	中止	
9		簡易裁判所判事基礎研究会	6月15日 ~ 6月18日	4	中止	
10		新任部総括裁判官研究会	6月22日 ~ 6月25日	4	10月26日 ~ 10月28日	3
11	◆	基盤研究会1(知的基盤1)行動経済学	6月29日 ~ 6月30日	2	3月4日 ~ 3月5日	2
12	◆	刑事実務研究会1	7月6日 ~ 7月7日	2	中止	
13	◆	基盤研究会2(裁判基盤1)ワーカライフ	7月13日 ~ 7月15日	3	11月16日 ~ 11月17日	2
14		実務協議会(夏季)	7月16日 ~ 7月17日	2	7月17日	1
15		新任簡易裁判所判事導入研修	8月24日 ~ 8月28日	5	9月2日 ~ 9月8日	5
16	◆	金融・経済実務研究会	9月7日 ~ 9月8日	2	中止	
17	◆	少年基本研究会	9月9日 ~ 9月11日	3	9月11日	1
18	◆	基盤研究会3(裁判基盤2)グローバリゼーション	9月14日 ~ 9月15日	2	9月14日 ~ 9月15日	2
19	◆	基盤研究会4(裁判基盤3)成長支援	9月16日 ~ 9月17日	2	2月12日	1
20	◆	部総括裁判官実務研究会	9月17日 ~ 9月18日	2	中止	
21	◆	医療実務研究会	9月24日 ~ 9月25日	2	9月24日	1
22	◆	行政基礎研究会	9月28日 ~ 9月30日	3	9月29日 ~ 9月30日	2
23	◆	行政実務研究会	9月30日 ~ 10月2日	3	9月30日	1
24		弁護士任官者研究会2	—	—	10月1日	1
25	◆	家事専門研究会1(後見)	10月8日 ~ 10月9日	2	10月8日	1
26	◆	中堅判事研究会	10月12日 ~ 10月14日	3	中止	
27	◆	民事通常基本研究会2	10月19日 ~ 10月20日	2	10月19日 ~ 10月20日	2
28	◆	簡易裁判所判事専門研究会	10月21日 ~ 10月23日	3	中止	
29	◆	民事通常専門研究会1(合議充実)	10月26日 ~ 10月27日	2	中止	
30	◆	刑事実務研究会2	10月28日 ~ 10月30日	3	10月29日 ~ 10月30日	2
31	◆	家事基本研究会	11月4日 ~ 11月5日	2	11月5日	1
32	◆	家事専門研究会2(面会交流)	11月5日 ~ 11月6日	2	11月5日	1
33	◆	建築基本研究会	11月10日 ~ 11月12日	3	11月12日 ~ 11月13日	2
34	◆	建築実務研究会	11月11日 ~ 11月13日	3	11月12日 ~ 11月13日	2
35	◆	刑事基礎研究会(事実認定)	11月16日 ~ 11月17日	2	11月19日	1
36	◆	刑事基本研究会1(事実認定)	11月16日 ~ 11月17日	2	11月19日	1
37	◆	刑事基本研究会2(訴訟運営)	11月18日 ~ 11月20日	3	11月20日	1
38	◆	労働基本研究会	12月1日 ~ 12月3日	3	12月1日 ~ 12月2日	2
39	◆	労働実務研究会	12月3日 ~ 12月4日	2	12月2日	1
40	◆	基盤研究会5(知的基盤2)科学哲学	12月7日 ~ 12月8日	2	中止	
41	◆	I T基礎研究会	12月9日 ~ 12月11日	3	12月9日 ~ 12月10日	2
42	◆	I T実務研究会	12月10日 ~ 12月11日	2	12月9日 ~ 12月10日	2
43	◆	刑事専門研究会2(被害者)	12月14日 ~ 12月15日	2	12月14日	1
44	◆	民事通常専門研究会2(争点整理)	12月17日 ~ 12月18日	2	12月3日 ~ 12月16日	2
45		新任簡易裁判所判事研修	1月18日 ~ 2月19日	24	2月15日 ~ 2月26日	9
46		新任判事補研修	1月19日 ~ 1月25日	5	1月19日 ~ 1月21日	3
47		判事任官者研究会	2月1日 ~ 2月3日	3	中止	
48		実務協議会(冬季)	2月4日 ~ 2月5日	2	2月5日	1
49	◆	民事通常専門研究会3(複雑困難訴訟)	2月8日 ~ 2月9日	2	中止	
50	◆	刑事専門研究会3(医療観察)	2月15日 ~ 2月16日	2	2月15日	1
51	◆	医療基礎研究会	2月17日 ~ 2月19日	3	2月17日	1
52	◆	知的財産権基礎研究会	2月24日 ~ 2月26日	3	2月24日 ~ 2月26日	3
53	◆	法律実務教育研究会	2月24日 ~ 2月26日	3	2月24日 ~ 2月25日	2
54	◆	民事通常専門研究会4(債権法改正)	3月1日 ~ 3月2日	2	中止	
55	◆	基盤研究会6(裁判基盤4)自由と安全	3月3日 ~ 3月5日	3	中止	
56	◆	外国司法専門研究会	3月1日 ~ 3月2日	2	3月1日 ~ 3月2日	2

【配布資料 2】

令和 3 年度の裁判官研修について

令和 3 年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載 1 の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成 28 年度議決）」、同 2 「派遣型研修について（報告対象事項）」のいずれも変更はない。

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ I T（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療觀察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

(ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

(イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

(ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

(ア) 裁判系（3日間以内）

(イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかピアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

(1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）

ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社

イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

事務総局会議資料 第2
(1月26日開催)

【配布資料】

令和2年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項の再変更について

1 中央研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
ア 管理業務系		
首席書記官	首席書記官研究会	中止
首席家裁調査官	首席家庭裁判所調査官研究会	2本中1本を中止
事務局長	事務局長研究会	中止
次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等	管理者研究会	2本中1本を中止
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等研究会	中止
イ 研修事務系		
高裁次長、高裁首席書記官、首席家裁調査官	研修計画協議会	期間短縮して実施
(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの		
ア 管理業務系		
主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等	中間管理者研修Ⅰ	中止(全3回)
主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等	中間管理者研修Ⅱ	中止(全2回)
主任家裁調査官	主任家庭裁判所調査官研修	中止
イ 研修事務系		
研修の企画、実施を指導する立場にある者	研修指導研究会	中止(全2回)
書記官研修(高裁委嘱)講師予定者	実務指導研究会	中止(全4回)
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官、家裁調査官(担当分野)	実務研究会(家事、少年)	家事は期間短縮して実施 少年は書記官につき中止、家裁調査官につき期間短縮して実施
書記官(担当分野)	実務研究会(民事、刑事)、特別研究会(家事)	民事(全2回)と刑事中止 家事は期間短縮して実施
家裁調査官(テーマ又は執務経験)	家庭裁判所調査官特別研修 家庭裁判所調査官応用研修	中止(全3回) 時期を変更して実施
速記官(テーマ)	速記官中央研修	中止
執行官(テーマ又は執務経験)	総括執行官研究会 執行官実務研究会 新任執行官研修	中止 期間短縮して実施

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
イ 事務局事務系		
係長等(担当分野)	係長等(総務、人事、会計担当)研修	中止(全分野)
ウ 研修事務系		
研修事務担当係長等	研修事務担当者研修	中止
(4) 新採用職員を対象者とするもの		
新採用職員(総合職)	総合職採用職員初任研修	期間短縮して実施
(5) その他		
ア 情報化関係		
情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員	情報セキュリティ研修	中止
情報化推進の役割を担当する職員	情報処理研修	中止(全2回)
裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁判刑事件部分)の導入事務を担当する職員	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁判刑事件部分)導入研修	中止(全6回)
イ 採用試験事務関係		
採用試験事務を担当する管理職員等	採用試験事務担当者研究会	中止

2 高裁委嘱研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等実務研究会	部の高裁が実施
(2) 中間管理者層を対象者とするもの		
新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等に任命された者	新任中間管理者研修	期間短縮して実施
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官(執務経験)	書記官ブラッシュアップ研修	中止
家裁調査官(主任家裁調査官を含む。)(テーマ)	家庭裁判所調査官実務研究会	部の高裁が実施
イ 事務局事務系		
新たに係長に任命された者	新任係長研修	期間短縮して実施
事務官(執務経験、担当分野)	事務官専門研修	中止
(4) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ジャンプアップ研修 事務官法律研修	中止 部の高裁が実施
(5) 新採用職員層を対象者とするもの		
新採用職員(総合職を除く。)	新採用職員研修	期間短縮して実施

3 自庁研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ステップアップ研修	中止
(2) 新採用職員層を対象者とするもの		
採用後1年程度の職員	フォローアップセミナー	(変更なし)
採用直後の職員	フレッシュセミナー	(変更なし)
(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施(期間、参加者は実施庁において定める。高裁が自庁及び管内地家裁所属職員を対象として実施することがある。)		

4 委託研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員については、最高裁において定める。		(変更なし)

5 研究

研究の対象者	(研究名)	変更の内容
(1) 書記官、家裁調査官の合同による実務研究		
書記官、家裁調査官	合同実務研究	(変更なし)
(2) 書記官による実務研究		
書記官	書記官実務研究	(変更なし)
(3) 家裁調査官による実務研究		
家裁調査官	家庭裁判所調査官実務研究 家庭裁判所調査官関係機関特別研究(関係機関について、心身の鑑別について、更生保護について)	期間短縮して実施 関係機関について期間短縮して実施 心身の鑑別について及び更生保護について中止

【参考】

1 書記官養成課程第一部第17期及び第二部第16期

10月1日から総研に参集し、在宅学修に対するフォローアップの授業や、必要な試験を実施

11月16日から令和3年3月25日までは、総研と所属庁等とをインターネットで接続してオンライン研修を実施予定

ただし、令和3年1月4日から2月末までは、再度総研に参集し、修了試験等を実施予定

2 書記官養成課程第二部第17期

10月16日からの集合研修を中止し、所属庁において在宅学修(DVD視聴等)を実施

11月16日からは、第一部第17期及び第二部第16期と同様にオンライン研修を実施

令和3年3月からは、総研に参集し、第一期の試験等を実施予定

3 家裁調査官養成課程第16期

10月1日から総研に参集し、集合研修を実施

4 家裁調査官養成課程第17期

所属庁で13か月間の実務修習を実施中

【配布資料】

令和3年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの（各1日から5日程度）

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 首席書記官（1本）
- (イ) 首席家裁調査官（2本）
- (ウ) 事務局長（1本）
- (エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等（2本）
- (オ) 次席家裁調査官等（2本）

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官（1本）

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの（各1日から4日程度）

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等（4本）
- (イ) 主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等（1本）
- (ウ) 主任家裁調査官（2本）

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年1本）

b 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

c 家裁調査官（特定のテーマについて3本）

d 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家裁調査官（経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

b 執行官（総括執行官、執行官、新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施している。））

イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等

（担当事務ごとに1本）

ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）

(5) その他

ア 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する（各 2 日程度）。

- (ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（1本）
- (イ) 情報化推進の役割を担当する職員（2本）
- (ウ) 裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の導入事務を担当する職員（簡裁民事及び支払督促事件部分を2本、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を2本、計4本）

イ 採用試験事務関係

採用試験事務を担当する管理職員等を対象とし、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施するもの（1日程度を1本）

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

(1) 管理者層を対象者とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施するもの（1日程度）

(2) 中間管理者層を対象者とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（3日から5日程度）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 書記官(一定の執務経験を有する者を対象者とする。3日から5日程度)
- (イ) 家裁調査官(主任家裁調査官も対象者とする。3日程度)
 - イ 事務局事務系
 - (ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの(1日から3日程度)
 - (イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの(2日から3日程度)
- (4) 事務官層を対象者とするもの
 - ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する(3日程度)。
 - イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る(期間は実施機関が適宜定める。)。
- (5) 新採用職員層を対象者とするもの
 - 総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する(2日から5日程度)。

3・自府研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する府。本数は実施府において定める。

- (1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの(2日程度)
- (2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの(3日程度)及び採用直後の職員を対象者とするもの(2日程度)
- (3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの(期間及び対象者は実施府において定める。なお、高裁が自府及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある(いわゆる高裁ブロック研修)。)

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して裁判所職員総合研修所において定める。

(1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は3年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

【参考】

1 書記官任用試験（C A）関係

書記官任用試験（C A）の第2次試験合格者を対象として、書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定するための試験（53日程度。この間、各合格者の所属庁において実務研修を実施）

2 書記官及び家裁調査官の養成

(1) 書記官の養成

ア 裁判所書記官養成課程第一部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、令和3年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

イ 裁判所書記官養成課程第二部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、

令和 2 年度及び令和 3 年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部以外の学部卒業者等を対象者とする。2年)

(2) 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（令和 2 年度及び令和 3 年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた家裁調査官補を対象者とする。2年）

以 上

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年2月26日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間
	13：15 ~ 16：15
26日 (金)	事務総長挨拶 協議

事務総局会議資料 第5
(/ 月 16 日開催)

【事務総局会議配布資料】

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池	裕	
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚
裁判官	深	山	卓	也

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人
裁判官	菅	野	博	之
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一
裁判官	岡	村	和	美

第三小法廷

裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	宮	崎	裕	子
裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴
裁判官	長	嶺	安	政

事務総局会議資料 第6
(/ 月 26 日開催)

(令和3. 1. 26 行二印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として令和3年4月から同年6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研修事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員